

令和3年横審第46号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年2月21日07時40分

三重県答志島北東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

遊漁船B

総トン数	7.3トン	1.7トン
全長	16.150メートル	9.508メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	367キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に操舵室を配し、同室左舷寄りに舵輪、舵輪前方に左舷側から自動操舵装置、GPSプロッター、レーダー及び魚群探知機2台を、同左側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年2月21日07時00分三重県石鏡漁港を発し、同県加布良古埼東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが約10ノット以上の速力で航行すると船首部が浮上し、15ノットの速力で航行中、舵輪後方の操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たると、正船首から左舷側9度及び右舷側10度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、07時10分頃釣り場に到着して遊漁を行ったものの、釣果が良くなかったので、釣り場を発進して三重県大築海島北方沖合の釣り場に向かうこととし、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、07時36分少し過ぎ答志島東端の同県答志漁港及び三重県大中山島と大築海島との間の水道（以下「大築海島水道」という。）に達し、答志港1号防波堤灯台（以下「答志防波堤灯台」という。）から085度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点で、大築海島水道の

中央部に向け、針路を330度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により船首死角が生じた状態で進行した。

a 受審人は、07時38分半答志防波堤灯台から032度650メートルの地点に達して釣り場に向け針路を337度に転じ、その後大築海島水道を抜けて、07時39分答志防波堤灯台から020度790メートルの地点で、東方に向かう潮流の影響を受け始め、折からの潮流により右方に2度圧流されながら続航していたとき、正船首460メートルのところBを視認することができ、その後、同船が船首を北西方に向けたままほとんど移動しない様子から漂泊中であることがわかり、Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したときに前路を一べつして、航行に支障となる他船がいなかったことから、無難に航行できるものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、07時40分答志防波堤灯台から005度1,200メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に後方から22度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期で、付近には流向090度及び流速0.5ノットの潮流があり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪、舵輪前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、その右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、汽笛を装備していないものの、笛を備えたFRP製遊漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を

乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.1メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日07時00分三重県小浜漁港を発し、大築海島北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時30分釣り場に到着して遊漁を始め、07時35分答志防波堤灯台から002.5度1,200メートルの地点で潮上りを終え、釣り客を左舷側に並べて自身は操舵室の椅子に腰掛け、長さ0.9メートル直径12ミリメートルの合成繊維索を連結した傘部の直径が約1.5メートルのパラシュート型シーアンカーを海中に投入し、左舷中央部の手すりの支柱に索を係止して機関を停止し、船首を北西方に向けて漂泊を開始し、折からの潮流により090度の方向に0.5ノットの速力で圧流されながら遊漁を再開した。

b受審人は、07時38分半左舷船尾方約700メートルのところにAを初認したものの遊漁を続け、07時39分答志防波堤灯台から004.5度1,200メートルの地点で、船首が315度を向いていたとき、Aが左舷船尾22度460メートルのところとなり、その後同船が自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、07時40分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要さない擦過傷等を生じ、Bは、左舷船尾部外板及び操舵室天井に亀裂等を生じ、のちに修理され、Bの釣り客1人が左肩関節脱臼等を負った。

(航法の適用)

本件は、答志島北東方沖合において、航行中のAと漂流中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法が適用される海域ではないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、答志島北東方沖合において、次の釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによつて発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、答志島北東方沖合において、次の釣り場に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、定針したときに前路を一べつして、航行に支障となる他船がいなかったことから、無難に航行できるものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、答志島北東方沖合において、釣りのために漂流中、自船

に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近している状況に気付かず、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年6月15日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾